

岐阜県公報

第 百 三 十 七 号

令和 二 年 九 月 十 八 日

(金曜日)

目 次

告 示

- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容となる事項の公表
○ 保安林に指定する予定である旨の通知
○ 道路の区域変更
○ 土地改良事業の工事の完了
○ 開発行為の工事の完了
- (森林整備課) 四七七
(治 山 課) 四七八
(道路維持課) 四七九
(農地整備課) 四七九
(建築指導課) 四七九

告 示

岐阜県告示第三百六十九号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により、同条第一項第五号に掲げる命令の内容となる事項を次のように公表する。

令和二年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 区域及び期間

1 区域

岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、本巢市、郡上市、下呂市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町及び関ヶ原町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町、加茂郡坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町及び東白川村並びに可児郡御嵩町一円

2 期間

令和二年十月三十日から一年間

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。）は、松くい虫を防除し、検査した後でなければ移動させないこと。ただし、特別伐倒駆除

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

令和二年九月十八日

を行う場合であつて、事前に移動場所、期間、数量及び駆除予定時期を、伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所に届け出て承認されたときは、この限りでない。
四 命令をしようとする理由

一の1の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、三に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に損害を与えるおそれがあるため。

五 その他

一の1の区域内において三に掲げる伐採木等を所有する者は、この公表の告示の日から二週間以内に、理由を記載した書面をもって、三に掲げる伐採木等の所在する地域を所管する農林事務所を経由して知事に不服を申し出ることができる。

岐阜県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町尾崎字ネゴイ三三六〇、三三六三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

海津市南濃町庭田字奥谷一〇二七の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和二年九月十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

養老郡養老町柏尾字表山三二五の二、三二五の一〇三、三二五の一〇四、三二五の二二八、三二五の二二九 二 指定の目的 土砂の崩壊の防備 三 指定施工要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び養老町役場に備え置いて縦覧に供する。) 岐阜県告示第三百七十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、令和二年九月十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和二年九月十八日 岐阜県知事 古 田 肇 道路の種類 路線名 区 間 区域変更前後別 敷地の幅員（メートル） 延長（メートル） 備考 開発許可（変更許可）番号及び年月日 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 公共施設の種類の 公共施設の位置及び区域					多治見市笠原町字下原一二七一番六地先から同市同町同二七四番地先まで 一 後 前 三・〇 三・〇 二七・八 二七・八 公 示 ○土地改良事業の工事の完了 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。 令和二年九月十八日 岐阜県知事 古 田 肇 事業の種類 施行に係る地区名 工事完了年月日 ため池等整備事業 東濃地区（上原1号池） 平成三〇・一・二五 ○開発行為の工事の完了 次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。 令和二年九月十八日 岐阜県知事 古 田 肇 開発許可を受けた者の住所及び氏名				
---	--	--	--	--	---	--	--	--	--

岐阜県指令岐西建築第一二八号の二 令和元・九・二五	本巣市春近字町田一九二番一、一九三番一及び一九三番一の二部	道路	開発登録簿による	岐阜県下呂市金山町金山三二五六番地の一 株式会社サンワ開発 代表取締役 加 藤 千 里
同岐西建築第二二六号の六 令和二・四・二〇 同岐西建築第二二四号の九 令和二・八・二五	羽島郡笠松町北及字高坪一六一四番一	道路、下水 道、水路	同	岐阜県岐阜市城東通二丁目四四番地の二 株式会社ヤマカ木材 代表取締役 山 田 重 貴
同岐西建築第二二七号の四 令和元・一〇・二八	(従前地) 本巣郡北方町高屋字紙木原 道東一三〇五番一 外八筆 (仮換地) 北方町高屋西部土地地区画整理事業地二一街区三画地から一〇画地まで	道路	同	岐阜県岐阜市金町六丁目二番地五 岐阜スズキ販売株式会社 代表取締役 加 藤 孝 廣
同岐西建築第二二〇号 令和二・五・一八	安八郡神戸町大字神戸字大円坊二〇八五番一、一〇八五番二	道路、下水 道	同	岐阜県安八郡神戸町大字神戸二一九番地の一 有限会社アイケン 代表取締役 飯 沼 満

令和二年九月十八日発行

発 行 者
発 行 所岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社